

令和7年度鹿児島県立鹿児島水産高等学校専攻科入学者選抜要項

鹿児島県教育委員会

この要項は、令和7年度鹿児島県立鹿児島水産高等学校専攻科（海洋技術科，機関技術科，情報通信科）入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

[1] 募集及び出願資格

1 募集定員 海洋技術科 7人， 機関技術科 8人， 情報通信科 15人

2 募集方法 第一次募集のみとする。

3 出願資格

(1) 海洋技術科及び機関技術科

高等学校の水産に関する学科の海洋科（海洋技術コース又は機関コース），若しくはこれらに準ずる学科（コース）を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者

(2) 情報通信科

高等学校の水産に関する学科の情報通信科，若しくはこれに準ずる学科（コース）を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者

[2] 出 願

1 出願期間

令和6年11月8日（金）から11月15日（金）正午（必着）までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。郵送の場合は、一般書留とすること。なお、鹿児島水産高等学校長は、選抜出願者数等を令和6年11月15日（金）午後3時までに県教育庁高校教育課長に報告するものとする。

2 出願手続

入学志願者は、次の(1)～(3)の各書類を出身高等学校長を経て、鹿児島水産高等学校長へ提出すること。

なお、受検票の郵送希望者は、返信用の定形封筒（長形3号12cm×23.5cmの封筒に一般書留速達料金と郵送料金を合わせた890円分の切手を貼付し、郵便番号、住所、宛名を明記したもの。）を添えて提出すること。

[提出先: 〒898-0083 鹿児島県枕崎市板敷南町650番地]

(1) 入学願書

鹿児島水産高等学校所定の用紙を使用し、最近3か月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼付すること。

なお、入学願書には、入学検定料として、2,200円の鹿児島県の収入証紙を貼付すること。

(2) 調査書

様式は、大学入学者選抜に用いるものを使用し、出身高等学校長が作成したものとする。

(3) 健康診断書

鹿児島水産高等学校所定の用紙を使用すること。なお、健康診断は、船員法施行規則第57条で指定されている医師を受診すること。ただし、情報通信科を受検する者は不要とする。

[3] 選 抜

1 方 針

鹿児島水産高等学校専攻科の教育目標に照らし、その教育を受けるに足る能力・適性等を慎重に判定して行う。

2 方 法

鹿児島水産高等学校長は、次の方法により入学者を選抜する。

- (1) 校長を委員長とする選抜委員会を構成し、選抜の公正を期する。
- (2) 調査書及び学力検査の成績等を総合して行う。
- (3) 学力検査を行う教科（科目）及び配点は、次のとおりとする。

ア 教科

海洋技術科 数学，英語，船舶運用（法規を含む。），航海・計器

機関技術科 数学，英語，機械設計工作（電気理論を含む。），船用機関

情報通信科 数学，英語，電気理論（移動体通信工学及び海洋情報技術を含む。），
海洋通信技術（実技）

(注) 数学及び英語の出題範囲は、それぞれ数学Ⅰ及び英語コミュニケーションⅠ（リスニングを含む。）とする。

イ 配点 各科目100点満点とし、合計400点満点とする。

[4] 学力検査

1 検査場 鹿児島水産高等学校（電話0993-76-2111）

2 期 日 令和6年12月2日（月）

3 日 程

時間 \ 学科	海洋技術科	機関技術科	情報通信科
8:20～8:40 (20分間)	受 付 ・ 諸 注 意		
9:00～9:50 (50分間)	数 学	数 学	数 学
10:10～11:00 (50分間)	英 語	英 語	英 語
11:20～12:10 (50分間)	船 舶 運 用	機 械 設 計 工 作	電 気 理 論
13:10～14:30 (80分間)	航 海 ・ 計 器	船 用 機 関	海 洋 通 信 技 術

4 合格者発表

令和6年12月9日（月）午前10時以後、校内掲示及び学校のホームページで発表する。

5 備 考

- (1) 受検者が検査場に携行する用具は、次のとおりとする。

鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆けずり、三角定規、ものさし、コンパス

※ 分度器、分度器付きの三角定規、計算機、翻訳機、計算機又は翻訳機付きの時計等、検査上公正を欠くと判断されるものは使用を認めない。

※ 海洋技術科の受検者にあつては、「船舶運用」、「航海・計器」の検査において、計算機（小型の電池内蔵式で、航行計算等のプログラム機能若しくはメモリー機能のないものに限る。）の持ち込みを認める。

- (2) 携帯電話等（ウェアラブル端末を含む。）の検査場への持ち込みは禁止する。また、アラーム付きの時計を携行する者は、アラームが鳴らないようにしておくこと。

- (3) 上履きを持参すること。

6 その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は鹿児島水産高等学校において定めるものとする。